

東京都主任介護支援専門員研修事業における武蔵野市受講者  
推薦要領

(目的)

第1条 この要領は、東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成18年8月22日付け18福保高介第373号。以下「要綱」という。）の規定に基づく東京都主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）に対する研修（以下「研修」という。）の対象者を東京都へ推薦するための推薦基準を定めることを目的とする。

(推薦基準の策定方針)

第2条 推薦基準は、次に掲げる方針に従い策定するものとする。

- (1) 研修の終了後において、地域における介護支援活動の中心として活動することができる高い能力及び意欲があると判断される者を推薦すること。
- (2) 研修の終了後において、主任介護支援専門員として、質の高いサービスの提供に努めることができる者を推薦すること。
- (3) 研修の終了後において、所属する事業所のみならず地域の保険、医療福祉サービスの連携の促進並びに地域の介護支援専門員への指導及び相談支援活動を通し、地域のケアマネジメント向上に貢献していくことが確実に見込まれる者を推薦すること。

(推薦基準)

第3条 市長は、要綱の要件を満たし、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する者を推薦するものとする。

- (1) 所属する事業所が、次のいずれにも該当する者
  - ア 武蔵野市又は東京都による実地指導の結果が良好で、かつ、利用者等からの苦情等がないこと。
  - イ 東京都及び保険者が実施する集団指導に事業所として参加していること。
- (2) 申込時において武蔵野市での実務経験が1年以上であり、かつ、次に掲げる項目のうち2以上の項目に該当する者
  - ア 武蔵野市が主催する地区別ケース検討会に8割以上出席し、武蔵野市及び武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会が主催する研修会に年1回以上参加していること。
  - イ 武蔵野市居宅介護支援事業者連絡協議会の幹事に現に就任し、又は申請日の前年度から遡り5年間の間に就任したことがあること。
  - ウ 地域包括支援センターその他関係機関と連携し、支援困難事例等の

ケアマネジメントを現に担当し、又は過去に担当したことがあること。  
エ 研修終了後において、最低1年間は、引き続き武蔵野市内で勤務を  
予定し、地域のケアマネジメント向上に貢献する意思のあること。

(推薦の申請等)

第4条 研修の推薦を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、要  
綱に定める応募書類に、前条に規定する推薦基準に該当することを証する  
書面及び同意書(様式)を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、前  
条に規定する推薦基準を満たしていると認めるときは当該申請者を東京都  
に推薦し、推薦基準を満たしていないと認めるときはその旨を当該申請者  
及び当該申請者の所属する事業所の長に通知する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、研修の対象者の推薦に必要な事項は、  
市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年1月15日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。